

新

(注2) 環境対応型建設機械(超低騒音型建設機械、低騒音型建設機械、低振動型建設機械)、排出ガス対策型建設機械(第1次基準値、第2次基準値、第3次基準値)として国土交通省から指定を受けた機種及び特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号:オフロード法)における基準適合表示の付された機種の管理台数調査は、●が付いた機種を対象とします。

(注3) 超小旋回型ショベル及び後方超小旋回型ショベルの管理台数調査は、●が付いた機種(コード:041、042、043)のみ対象とします。なお、「超小旋回型ショベル及び後方超小旋回型ショベル」とは日本工業規格(JIS A8340-4「土工機械 - 安全 - 第4部:油圧ショベルの要求事項 平成16年3月25日制定」)記入要領2、-2(-*3参照)を満たした機械です。

(注4) GX建設機械は、国土交通省の認定対象となっている機種(●がついた機種)を対象とします。

	機械名	規格 区分		コード	販売 台数 調査 (注1)	管理台数調査														超小旋回型 機種(注3)		I C T 施 工 機 器	G X 建 設 機 械 (注4)
						環境対策型機種(注2)										排出ガス対策型・オフロード法							
						管理 台数 合計	超低 騒音 型建設 機械	低騒 音型建設 機械	低振 動型建設 機械	低炭 素型建設 機械	燃費 基準 達成建設 機械	第3次基準値又は オフロード法 2006年基準 (※)				オフ ロー ド法 2011 年基準	オフ ロー ド法 2014 年基準	超小 旋回 型シヨ ベル	後方 超小旋 回型シヨ ベル				
												第1次 基準 値	第2次 基準 値										
土工 機械	履帯式ブルドーザ (ハンドガイドを除く)	ブレード付整備重量	3～10t未満	012	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				
			10～20t未満	013	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●					
			20t以上	014	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●					
	ショベル系掘削機 (機械ロープ式のもの及びハンド ガイドを除く)	標準バケット平積容量	0.2㎡未満	041	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				
			0.2～0.6㎡未満	042	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				
			0.6㎡以上	043	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				
	機械ロープ式ショベル系掘削機 (クローラクレーンを含む)	標準バケット平積容量 (最大吊上能力)	0.6～1.2㎡未満 (20～40t未満)	051	●	●	●	●											●				
			1.2～2.0㎡未満 (40～60t未満)	052	●	●	●	●											●				
			2.0㎡以上 (60t以上)	053	●	●	●	●											●				
	履帯式トラクタショベル (クローラローダ)			061	●	●	●	●				●	●	●					●				
車輪式トラクタショベル (ホイールローダ)	標準バケット山積容量	0.6㎡未満	071	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●	●			●				
		0.6～3.6㎡未満	072	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●	●			●				
		3.6㎡以上	073	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●			●					
運搬 機械	公道外用ダンプトラック			081	●																		
	油圧式トラッククレーン	最大吊上能力	5t未満	101	●	●	●	●															
			5～40t未満	102	●	●	●	●															
			40t以上	103	●	●	●	●															
	ホイールクレーン (ラフテレーンクレーンを含む)	最大吊上能力	20t未満	115	●	●	●	●			●	●	●						●				
			20t以上	116	●	●	●	●			●	●	●						●				
不整地運搬車	最大積載量	1t以上	117	●																			
基礎工 事機 械	パイルドライバ	※		131	●	●	●	●	●														
	アースオーガ	※		141	●	●	●	●															
	大口径掘削機(オールケーシ ング、リバース、アースドリル)	※		151	●	●	●	●															
	油圧式杭圧入引抜機	※		155	●	●	●	●															
	地盤改良機械	※		157	●																		
せん 孔 機 械	大型ブレーカ	油圧式		161	●	●																	
	クローラドリル			171	●																		
整地・ 転圧 機 械	モータグレーダ (除雪グレーダを含む)	ブレード長	3.6m未満	181	●	●													●				
			3.6m以上	182	●	●													●				
	ロードローラ(搭乗式) (マカダム、タンデム)	ウエイトなし		191	●	●	●	●				●	●	●	●	●			●				
	タイヤローラ(搭乗式)	ウエイトなし		201	●	●	●	●				●	●	●	●	●			●				
	振動ローラ(搭乗式) (コンバインドローラを含む)			211	●	●	●	●				●	●	●	●	●			●				
コン ク リ ー ト・ ア ス フ ア ル ト	コンクリートプラント	重力式	221	●																			
		強制練式	223	●																			
	コンクリートフィニッシャ		231	●																			
	コンクリートミキサ		232	●																			
	トラックミキサ (アジテータトラックを含む)		241	●																			
	コンクリートポンプ	定置式	251	●																			
		車両搭載式	252	●	●	●	●																
アスファルトプラント			261	●																			

	機械名	規格 区分		コード	販売台数調査 (注1)	管理台数調査													
						管理台数合計	環境対策型機種(注2)								超小旋回型機種(注3)		I C T 施工機器	G X 建設機械(注4)	
							超低騒音型建設機械	低騒音型建設機械	低振動型建設機械	低炭素型建設機械	燃費基準達成建設機械	排出ガス対策型・オフロード法				超小旋回型シヨベル			後方超小旋回型シヨベル
												第1次基準値	第2次基準値	第3次基準値又は オフロード法 2006年基準 (※)	オフロード法 2011年基準				
機械	アスファルトフィニッシャ	最大舗装幅	3.5m未満	271	●	●	●	●			●	●	●			●			
			3.5m以上	272	●	●	●	●			●	●	●			●			

	機械名	規格 区分	コード	販売 台数 調査 (注1)	管理台数調査														
					管理 台数 合計	環境対策型機種(注2)									超小旋回型 機種(注3)		I C T 施 工 機 器	G X 建 設 機 械 (注4)	
						超低騒音型建設機械	低騒音型建設機械	低振動型建設機械	低炭素型建設機械	燃費基準達成建設機械	排出ガス対策型・オフロード法				超小旋回型シヨベル	後方超小旋回型シヨベル			
											第1次基準値	第2次基準値	第3次基準値又は オフロード法 2006年基準 (※)	オフロード法 2011年基準					オフロード法 2014年基準
トンネル掘削機	シールド掘進機(全断面トンネル掘進機)		282	●															
	小口径管推進機		283	●															
	自由断面トンネル掘進機		284	●															
	トンネルジャンボ(ドリルジャンボ)		285	●															
その他	空気圧縮機(15kW以上)	可搬式・半可搬式	291	●	●	●	●				●	●	△ 3次基準値のみ						
	発電発電機(15kW以上)	可搬式・半可搬式	301	●	●	●	●				●	●	△ 3次基準値のみ						
	ロータリ除雪車		311	●															
	路面清掃車		321	●															
	路面切削機		331	●	●												●		
	高所作業車	トラック架装のもの	341	●															
		その他のもの	342	●															
	自走式破砕機	コンクリート・木材用	351	●															
	油圧ユニット		361	●															

※： 基礎工事機械は、単機能のもの、ベースマシンにアタッチメントを取り付けるものとも集計対象となります。アタッチメントは、ベースとする機械の台数にかかわらず、アタッチメント一台を“1”として集計してください。

△： 3次基準値のみ対象とします。